

「委員会だより ～広報委員会～」

鹿児島県司法書士会には、鹿児島県司法書士会会則に基づいて設置された委員会がいくつもあります。このコーナーではそれぞれの委員会にスポットを当て、Q&A形式で少しずつ紹介していきます。

まず第1回目は、この会報「司法書士かごしま」の編集を担当する広報委員会についてご紹介します（自問自答ですみません！）。

Q1. 委員会のメンバーを教えてください。

委員長	堂免 公大	(川内支部)		
委員	佐藤 優希	(鹿児島支部)	田中 喜久	(鹿児島支部)
	中間 智美	(鹿児島支部)	福嶋 哲平	(鹿児島支部)
	水俣 修一	(鹿児島支部)	内匠 良一	(南薩支部)
	天達 周二	(霧島支部)	益崎 広樹	(霧島支部)
	宮田 康浩	(霧島支部)		

Q2. どんな活動をしているのですか？

まず、会報「司法書士かごしま」の編集・発行をしています。会報は、みなさんもよくご存知(?)のとおり、「総会特集号」(毎年8月頃)と「新年号」(毎年1月頃)の年2回発行されています。

会報発行に至るまで、内容の決定や原稿の依頼・収集・督促及び数回にわたる原稿チェックなど、印刷以外は外注に頼ることなく委員会メンバーが自ら行っております。大変多くの皆様から寄稿のご協力をいただきながら、毎号全力で発行させていただいておりますが、ほんのたまに(のはずですが)どうしても発行が遅れてしまうことがあります。その時はどうぞ寛大なお心で受け止めていただきたいと思います。

また、その他、ホームページの管理及び充実や毎月1回、南日本新聞のテレビ欄の広告枠に広告を掲載したり(みなさん注意して見てくださいね!), 高校生のための消費者教育教室の開催についてマスコミへの取材報道を依頼するための下準備など、司法書士会活動の周知を目的とした広報ツールの開拓について議論を重ね、実行に移すようにしています。こちらはまだまだ模索中の部分が多く、どんどん新しいことに取り組んでいこうと考えています。



Q 3. 委員会活動で苦勞したこと・大変なことは何ですか？

広報の特色として企画立案の機会が多いため、その都度、案をひねり出すことが本当に難しいです。委員会メンバー全員で必死に意見を出し合っていますが、しばしば訪れる沈黙の時間が何とも言えません・・・。

特に会報の企画物については、すでに案が出し尽くされた感があり、毎号毎号ものすごく悩まされています。こんなコーナーを作ってほしいという要望がある方は、いつでも募集しておりますのでお気軽にどうぞ！ぜひ私どもを救ってください！

Q 4. 委員会に入って良かったことはありますか？

司法書士制度や司法書士会活動を広く多くの方に知っていただくことの大切さを常日頃考えさせられますので、一般の方に司法書士の仕事を説明するときにとっても役に立っています。「司法書士という名前は知っているけど・・・、何する人なの？」って思っている方は意外と多いようですから。

その他強いて挙げるなら・・・文書校正のチェック能力が飛躍的に向上しています。

あとは・・・会報には新入会員の方を紹介するコーナーが毎号ありますので、新入会員の方の顔と名前をいち早く知ることができますね。

Q 5. 広報委員会として新しい活動はありますか？

南大隅地区司法書士法律相談センターのある錦江町の広報誌である広報「きんこう」へ、センターの周知の意味も込めて、町民の皆さんが興味を持っていただけるような話の原稿を寄稿しました。これまでに4月号にて「所有者不明土地の話」、7月号にて「相続登記の話」が掲載されておりますので、ここで紹介させていただきます。

なお、10月号及び1月号でも掲載予定です。

Q 6. 今後、やりたい活動などはありますか？

会報の企画物として、鹿児島県内の法務局（本局、支局及び出張所）周辺の飲食店を巡り、グルメ紹介をするといったコーナーを作りたいと考えています。ただ、いろいろと問題点があり、道は険しいのですが、何らかの形で仕上げてみたいですね。

所有者不明土地の話

鹿児島県司法書士会
広報理事 池田浩明

みなさんが所有している土地は、法務局に登記がなされ所有者として公示されています。確認したい方は、土地の地番から登記事項証明書を取得することができます。しかし、なかには所有者が誰なのか分からない、分かっていても連絡がつかない土地（所有者不明土地）があります。

1. 所有者不明土地は九州より広い

民間の有識者研究会の調査では、所有者が分からない土地は全国で約410万㍍あると言われています。410万㍍と言われてもピンときませんが、九州より広い面積の土地の所有者が分からないのです。ちなみに、登記されている全国の土地のうち約20%が所有者不明土地となっています。

2. 所有者不明土地にはどんな問題があるのでしょうか

- ① 空き地のまま放置され雑草が生い茂り近隣の迷惑になる。
- ② 不法投棄や悪臭、害虫の発生などをまねく恐れがある。
- ③ 道路など公共事業として利用するのに時間がかかる。

このように、近所迷惑といった身近な問題になるだけでなく、台風被害により崩れた急傾斜地への対策工事に着手できないなど、地域の安全に影響を及ぼす大きな社会問題に発展することもあります。

3. なぜ所有者不明土地がうまれるの

土地の所有者が死亡した場合、相続が発生します。ただし、相続登記は義務化されていないので、土地を引き継ぐ人がいない、管理するのが面倒などの理由から相続登記をしないまま長期間放置された結果、現在の所有者が登記で公示されないため、所有者不明土地になる場合があります。その状態でさらに相続が発生すると相続関係がますます複雑化しかねません。相続登記の依頼を受けると明治時代の登記のままの土地も少なくないのです。

また、相続人が判明しても行方不明や認知症の人がいるため遺産分割協議ができないなど相続手続の障害となる場合があります。

4. 相続登記のすすめ

司法書士は、相続登記を進める場合の相続人の調査や遺産分割協議書の作成のほか、相続人が行方不明の場合には不在者財産管理人の選任手続、認知症の方がいる場合は成年後見申立のための手続などを支援します。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしていますので、相続登記でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター（電話 0994-22-1315）
相談日時：毎週月曜 13時～16時（予約者優先、祝日は休み）
お問い合わせ先：鹿児島県司法書士会（電話 099-256-0335）



相続登記の話

鹿児島県司法書士会
広報委員 天達周二

前回（4月号）の記事で、全国の所有者不明の土地は九州の面積より広く、相続登記を怠っていることにより、様々な不都合が生じることを説明しました。今回は、なぜ相続登記が必要なのか、そして、相続手続きの際に相談の多い事例を紹介したいと思います。

1. なぜ相続登記をした方がいいの？

まず、相続登記をすることにより、現在の所有者を示すことができます。相続人同士の話し合いで誰がその土地や建物を相続するか決めても、登記をしないと誰が所有者なのかははっきりしません。また、相続人以外の人にもその権利を主張できません。相続登記をして所有者を公示することで、誰に対しても権利を主張できるようになります。

2. 相続手続きに関する相談事例

①相続人の中に所在の分からない人がいる

相続登記をしたいが、相続人の中に何十年も所在の分からない人がいるというケースがあります。所在や連絡先の分からない相続人がいる場合でも、戸籍をたどっていくと現在の住所がわかる場合があります。司法書士は、相続登記の依頼を受けると必要な戸籍等を職務上取得できるので、所在不明の相続人の住所がわかることがあります。また、万が一住所がわからず所在不明の場合であっても、所在不明の相続人の代理人（不在者財産管理人）を家庭裁判所で選任してもらうことにより、相続手続きを進めることが可能な場合もあります。

②遺産分割協議書に印鑑を押してくれない

相続登記をするためには、相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成する必要があります。

ますが、話がまとまらず、一部の相続人が遺産分割協議書に印鑑を押してくれないといった相談もあります。相続手続きを進めたいが、どうしても話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割調停を利用するという方法があります。家庭裁判所を介して話し合いをすることにより、遺産分割協議がまとまることもあります。

③認知症の相続人がいるため遺産分割協議ができない

相続人の中に認知症の方がいて遺産分割協議ができないといった相談もあります。このような場合、家庭裁判所で成年後見人を選任してもらい、その成年後見人と遺産分割協議を行うという方法があります。ただし、成年後見制度を利用する場合には、その制度自体を十分に理解しておく必要があります。

鹿児島県司法書士会では南大隅地区司法書士相談センターでの無料相談のほか、定期的に相談をお受けしていますので、相続登記でお困りの方は、お気軽にお問い合わせください。

南大隅地区司法書士法律相談センター
☎ 0994-22-1315
相談日時：毎週月曜 13:00～16:00
（予約者優先、祝日は休み）
問合せ：鹿児島県司法書士会
☎ 099-256-0335



マチを好きになるアプリ



行政情報アプリ「i 広報紙」が「マチイロ」としてリニューアル!

ダウンロードはこちらから



自治体がもっと身近になる機能が盛りだくさん! /

<p>1 役立つ行政情報を見逃さない!</p>	<p>2 自分に合わせた情報が届く!</p>	<p>3 いろいろなマチの魅力をお届け!</p>
-------------------------	------------------------	--------------------------

※「i 広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで